

## 第2部会での御意見について

第2部会 (3/24) での御意見	担当課の考え	資料
2 税制度について (3) 課税の特例		
ア 自社で最終処分する場合		
① 現在の特例措置よりも、税の用途として対応する方が、課税段階の公平性に配慮できるのではないかと。 (清水委員)	○制度継続としたい。 (主な理由) ・課税の特例措置を設けた理由(多額の投資や努力により処分場を自ら確保し維持管理するなど、排出事業者の責任を果たしていること)について当時と現在で状況に変化がなく、当該特例を継続する必要があると判断すること。 ・制度による特例措置に対して、用途による効果(例えば補助事業の採択など)をバランスさせることが困難であり、殆どの場合増税となること。 ・現在、実質的な増税は困難な状況にあること。	—
② 自社処分場であっても処分量の削減に取り組み、環境負荷の最小化に努める必要がある。 (渡邊委員)	○制度継続としたい。 ○御意見の趣旨を資料2-2に記載する。 (主な理由) ・課税の特例措置を設けた理由(多額の投資や努力により処分場を自ら確保し維持管理するなど、排出事業者の責任を果たしていること)について当時と現在で状況に変化がなく、当該特例を継続する必要があると判断すること。 ・各事業者は処分量削減に取り組み、税収も減少傾向にあること。 ・現在、実質的な増税は困難な状況にあること。 ・自社処分場であっても処分量の削減に取り組む必要があること。	—
イ 年間1万トンを超えて最終処分する場合		
③ 特例事業者への配慮を、リサイクルなどにより最終処分量を減らすより良い方向の制度に出来ないかと。 (崎田委員)	○制度継続としたい。 (主な理由) ・課税の特例措置を設けた理由(特定の納税者にあまりにも高額な税負担が発生する場合は軽減措置が必要)について当時と現在で状況に変化がなく、当該特例を継続する必要があると判断すること。 ・各事業者は処分量削減に取り組み、税収も減少傾向にあること。 ・現在、実質的な増税は困難な状況にあること。	—

<b>(4) その他（併せ産廃）</b>		
④ 併せ産廃を課税対象とする他県がどのように排出実態を把握し一廃と産廃を切り分けているのか。 （清水委員）	○制度継続（課税対象としない）としたい。 （主な理由） ・他県の取組で、業務量軽減に参考となる事例はあったものの、効果的なものは無かったこと。 ・納税額よりも新たに増える業務負担が過大となる可能性があること、中間処理（焼却、破碎・分別）後の産廃のみの埋立量把握が難しいことなどの課題があること。	1-1
<b>3 税の使途について</b>		
⑤ 処理業者等の納税者が納得いく形で、減量化に産業廃棄物税を使うのだという姿勢を見せる必要がある。 （渡邊委員）	○御意見の趣旨を受けて、使途を資料2-2のとおり見直したい。 ○毎年度の充当事業選定の際に、排出抑制、再生利用推進等に効果的な事業を採択するよう運用していきたい。 （主な見直し） ・「産業廃棄物処理業の振興」の項目を追加した。 ・「適正処理の推進」を充当事業の上位に位置づけるなど内容を見直し、分類を再整理した。	-
⑥ 本来の目的である排出抑制等が中心となるようバランス良く配分してほしい。 （高橋委員）		
⑦ 電子マニフェストの普及率を向上させて、処理の全体像をすぐに把握できるようにするような使い方が大事である。 （崎田委員）	○今後の県の施策において、事業構築等を検討していきたい。	-
<b>4 その他</b>		
<b>(1) 石炭火力発電所の問題について</b>		
⑧ 世界的に課題視されている石炭火発を他の発電設備に変更した方が良いと思わせる制度にすることが大事である。 （崎田委員）	○御意見の趣旨を資料2-2に記載させていただきたい。 ○一方で、特例措置の対象である石炭火力発電事業者に対し、本税制度において何らかの対応を取るとは困難であると判断する。 （主な理由） ・環境政策上重要な御意見であるため、資料2-2に記載したい。 ・エネルギー政策は国が所管していること。 ※7月13日に資源エネルギー庁が非効率石炭火発のフェードアウトの検討を開始した。 ・本県の地球温暖化対策は、現在「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づき取り組んでいること。	1-2 1-3
⑨ 国際的に燃料転換が求められる中で、県内に多くの石炭火発があって良いのかという課題がある。 （渡邊委員）		
⑩ 石炭火発の最終処分量が多く、世界的なCO2問題を踏まえると、今回か次回に見直す方向性を持っていた方が良い。 （崎田委員）		